

一般社団法人 日本コンタクトレンズ協会会長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

ソフトコンタクトレンズ用消毒剤の適正使用等に関する情報提供の徹底について

今般、平成21年12月16日付で、独立行政法人国民生活センターより別添の報告書「ソフトコンタクトレンズ用消毒剤のアカントアメーバに対する消毒性能—使用実態調査も踏まえて—」(http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20091216_1.html)が公表され、当該報告書によれば、本来ソフトコンタクトレンズ用消毒剤の消毒効果のみでは角膜感染症の原因となるアカントアメーバを完全には消毒できないこと、適切な方法でケアを行っていない人は、ソフトコンタクトレンズのアカントアメーバ汚染率が高い傾向であったこと等が示されています。

ソフトコンタクトレンズの使用にあたっては、角膜感染症等の発症を防止するために、ソフトコンタクトレンズの正しい使用方法・ケア方法を遵守することが重要と考えられることから、貴会におかれましては、貴会会員に対し、ソフトコンタクトレンズ用消毒剤の適正使用等に関する下記の事項につき、周知方よろしくお願ひします。

なお、本通知の写しを各都道府県衛生主管部（局）長、財団法人日本眼科学会理事長、社団法人日本眼科医会会長、日本眼感染症学会理事長、日本コンタクトレンズ学会理事長、消費者庁政策調整課長、独立行政法人国民生活センター理事長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構あて送付していることを申し添えます。

記

1. ソフトコンタクトレンズ用消毒剤の使用説明文書及び外箱において、①レンズ脱着時の手指の洗浄、②レンズのこすり洗いの徹底、③レンズケースの定期的な交換、④眼とレンズの状態の確認のための定期的な検査の推奨、⑤不適切な使用による感染の危険性等、使用者に適正な使用を促すための情報を見やすい位置にわかりやすく明示する等の注意喚起を行うこと
2. ソフトコンタクトレンズ使用者に対して、適切な使用方法の教育・啓発をさらに徹底すること

写

薬食審査発1216第3号
薬食安発1216第8号
平成21年12月16日

財団法人日本眼科学会理事長
社団法人日本眼科医会会長
日本眼感染症学会理事長
日本コンタクトレンズ学会理事長

殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

ソフトコンタクトレンズ用消毒剤の適正使用等に関する情報提供の徹底について

今般、平成21年12月16日付で、独立行政法人国民生活センターより別添の報告書「ソフトコンタクトレンズ用消毒剤のアカントアメーバに対する消毒性能—使用実態調査も踏まえて—」(http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20091216_1.html)が公表され、当該報告書によれば、本来ソフトコンタクトレンズ用消毒剤の消毒効果のみでは角膜感染症の原因となるアカントアメーバを完全には消毒できないこと、適切な方法でケアを行っていない人は、ソフトコンタクトレンズのアカントアメーバ汚染率が高い傾向であったこと等が示されています。

コンタクトレンズの使用にあたっては、角膜感染症等の発症を防止するために、コンタクトレンズの正しい使用方法・ケア方法を遵守することが重要と考えられることから、別添写しの通り、日本コンタクトレンズ協会会長あて通知したところです。

つきましては、貴会におかれましては、貴会会員に対し、ソフトコンタクトレンズ使用者に対して、ソフトコンタクトレンズ用消毒剤によるケア方法を含めたソフトコンタクトレンズの適切な使用方法の教育・啓発をさらに徹底するよう、周知方よろしく願います。



薬食審査発1216第4号
薬食安発1216第9号
平成21年12月16日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

ソフトコンタクトレンズ用消毒剤の適正使用等に関する情報提供の徹底について

標記については、別添写しのとおり、日本コンタクトレンズ協会会長あて通知したので、ソフトコンタクトレンズ用消毒剤を取り扱う貴管下製造販売業者に対し、周知方よろしく申し上げます。

また、アメーバ除去に有効なこすり洗いの方法及びアカントアメーバに対する消毒効果の試験方法等に係る専門家による検討については、次年度厚生労働科学研究費補助金により実施することとしております。

なお、厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/12/tp1216-1.html>)において、ソフトコンタクトレンズ用消毒剤の適正使用等について掲載するとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の医薬品医療機器情報提供ホームページにおいて、一般の皆様向けのコンタクトレンズに関するQ&A(<http://www.info.pmda.go.jp/mdevicesqa/mdevicesqa.html>)を掲載し、情報提供しているところです。

平成21年12月16日

(照会先)医薬食品局

安全対策課

電話:03-5253-1111(内線2791,2758)

夜間直通:03-3595-2435

審査管理課

電話:03-5253-1111(内線2737)

夜間直通:03-3595-2431

ソフトコンタクトレンズ用消毒剤の適正使用等について

1. 概要

平成21年12月16日付で、独立行政法人国民生活センターより報告書「ソフトコンタクトレンズ用消毒剤のアカントアメーバに対する消毒性能—使用実態調査も踏まえて—」(参考資料1)が公表されました。

当該報告書によれば、ソフトコンタクトレンズ用消毒剤の消毒効果のみでは角膜感染症の原因となるアカントアメーバという微生物を完全には消毒できないこと、適切な方法でケアを行っていない人は、ソフトコンタクトレンズのアカントアメーバ汚染率が高い傾向であったこと等が示されています。

ソフトコンタクトレンズの使用にあたっては、角膜感染症等の発症を防止するために、ソフトコンタクトレンズの正しい使用方法・ケア方法を遵守することが重要ですので、今般、ソフトコンタクトレンズ使用者に対し、ソフトコンタクトレンズやソフトコンタクトレンズ用消毒剤の使用方法等について、注意を呼びかけるものです。

2. ソフトコンタクトレンズ使用者に特にご注意いただきたい事項

ソフトコンタクトレンズの使用にあたっては、特に以下の点に注意して、添付文書等に従って、正しい使用方法・ケア方法を遵守して下さい。

こすり洗いを行わなければ、現在市販されているソフトコンタクトレンズ用消毒剤の効果だけは、アカントアメーバを消毒することはできません。正しい方法でのレンズのこすり洗いを行う、定期的に眼科を受診するなどを徹底することで、悪化すると失明につながるおそれがある角膜感染症を防ぎましょう。

<ソフトコンタクトレンズ用消毒剤について>

- 1) レンズの着脱前に、石けんで手指をしっかりと洗浄して下さい。
- 2) レンズのこすり洗いを指でしっかりと行って下さい(片面20~30回程度ずつ)。
- 3) レンズケースは、清潔に保つ必要があります。レンズケースは毎日洗浄して十分に乾燥して下さい。また、新しいレンズケースに定期的に交換して下さい。
- 4) レンズの洗浄や保存時には、必ず新しい液を使用し、水道水や井戸水は使用しないで下さい。

<ソフトコンタクトレンズについて>

- 1) 目に異常(痛み、かすみ等)を感じたら速やかに眼科を受診下さい。

- 2) 目に異常を感じていなくても、定期的に眼科で検査を受けて下さい。
- 3) 1日使い捨てや2週間交換レンズ等の使用期限が定められたレンズは、使用期限を守って、必ず交換して下さい。

3. 参考に活用いただきたい情報

○日本コンタクトレンズ協会ホームページ

- コンタクトレンズとケアについて
(URL) <http://www.jcla.gr.jp/info/info.html>
- コンタクトレンズによる眼病防止キャンペーン
(URL) <http://www.jcla.gr.jp/trouble/trouble.html>
- コンタクトレンズで眼障害を起こさないために～眼障害チェックリスト～
(URL) http://www.jcla.gr.jp/trouble/trouble_d.html

また、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の医薬品医療機器情報提供ホームページにおいて、一般の皆様向けのコンタクトレンズに関するQ&Aを掲載し、情報提供しております。ご参照下さい。

○独立行政法人医薬品医療機器総合機構

- 医薬品医療機器情報提供HP「医療機器Q&A」
(URL) <http://www.info.pmda.go.jp/mdevicesqa/mdevicesqa.html>

4. その他

当該対策に関連して、ソフトコンタクトレンズ用消毒剤の使用説明文書及び外箱に、ソフトコンタクトレンズ使用者に対して、適正な使用を促すための情報を分かりやすく明示する等の注意喚起を行うとともに、適切な使用方法の教育・啓発をさらに徹底して実施いただくよう日本コンタクトレンズ協会会長等に対して依頼しております。
(参考資料2)

(参考資料)

(1) 独立行政法人国民生活センター報告書

「ソフトコンタクトレンズ用消毒剤のアカントアメーバに対する消毒性能—使用実態調査も踏まえて—」

(紹介記事: http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20091216_1.html)

(報告書: http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20091216_1.pdf)

国民生活センターホームページ: <http://www.kokusen.go.jp/>

(2) 平成21年12月16日付け薬食審査発1216第1号・薬食安発1216第6号

厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長連名通知「ソフトコンタクトレンズ用消毒剤の適正使用等に関する情報提供の徹底について」(PDF:158KB)